

(公 印 省 略)

分 医 発 第 3 2 1 5 号

令 和 7 年 1 2 月 1 5 日

各 郡 市 等 医 師 会 長 殿

大 分 県 医 師 会 長 河 野 幸 治

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

標記について、厚労省より地方厚生(支)局等宛に通知が発出された旨、日本医師会長より別紙のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知方よろしくお願ひ申し上げます。

日医発第1481号（保険）
令和7年12月11日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

令和7年11月28日付け保医発1128第2号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）の一部が改正され、令和7年12月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和7年11月28日付け保医発1128第1号）の別紙14～15ページに掲載されている医療機器が区分C1及びC2として承認されたこと等によるものです（令和7年12月11日付け日医発第1480号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 官報（令和7年11月28日号外第260号抜粋）
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
(令和7年11月28日付け 保医発1128第2号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)

○厚生労働省告示第三百六号
 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。
 令和七年十一月二十八日
 厚生労働大臣 上野賢一郎
 （傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表	別表	別表	別表
I (略)	I (略)	I (略)	I (略)
II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格
001～131 (略)	001～131 (略)	001～131 (略)	001～131 (略)
132 ガイディングカテーテル	132 ガイディングカテーテル	132 ガイディングカテーテル	132 ガイディングカテーテル
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 分枝血管用	(新設)	(新設)	(新設)
133 血管内手術用カテーテル	133 血管内手術用カテーテル	133 血管内手術用カテーテル	133 血管内手術用カテーテル
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 末梢 ^{（1）} 血管用ステントセット			
①～③ (略)	①～③ (略)	①～③ (略)	①～③ (略)
④ 生体吸収・再狭窄 ^{（2）} 抑制型	(新設)	(新設)	(新設)
(3)～(23) (略)	(3)～(23) (略)	(3)～(23) (略)	(3)～(23) (略)
134～145 (略)	134～145 (略)	134～145 (略)	134～145 (略)
146 大動脈用ステントグラフト	146 大動脈用ステントグラフト	146 大動脈用ステントグラフト	146 大動脈用ステントグラフト
(1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）
①～③ (略)	①～③ (略)	①～③ (略)	①～③ (略)
④ 分枝血管部分連結型	(新設)	(新設)	(新設)
(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)
102,000円	102,000円	102,000円	102,000円
259,000円	259,000円	259,000円	259,000円
3,820,000円	3,820,000円	3,820,000円	3,820,000円

147～190	(略)			
191	末梢 ^{レニク} 血管用ステンツラフツ			
	(1)・(2)	(略)		
	(3)	腹部大動脈分枝血管対応型		
192～236	(略)			322,000円
237	軟骨修復材			1,170,000円
Ⅲ～Ⅴ	(略)			
Ⅵ	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
	品名	単位	材料価格	
001	(略)			
002	歯科鑄造用14カラット合金インレー用（J I S適合品）	1 g	13,287円	
003	歯科鑄造用14カラット合金鉤用（J I S適合品）	1 g	11,978円	
004	歯科用14カラット合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	12,073円	
005	歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	12,062円	
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	3,802円	
007～009	(略)			
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	5,435円	
011	歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 I S適合品）	1 g	207円	
012	歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 I S適合品）	1 g	232円	
013	歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	261円	
014～069	(略)			
070	3次元プリント有床義歯歯冠部用材料	1歯	59円	
071	3次元プリント有床義歯義歯床用材料	1顎	2,026円	
Ⅶ・Ⅷ	(略)			
Ⅸ	経過措置			
	(1) Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。			
073	(略)	(略)	(略)	
133	血管内手術用カテーテル	令和7年12月1日から 令和9年11月30日まで	264,000円	
	(2) 末梢 ^{レニク} 血管用ステンツラフツ			
	④ 生体吸収・再狭窄抑制型 (承認番号)			
	30700BZK001544000			

147～190	(略)			
191	末梢 ^{レニク} 血管用ステンツラフツ			
	(1)・(2)	(略)		
	(新設)			
192～236	(略)			
(新設)				
Ⅲ～Ⅴ	(略)			
Ⅵ	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
	品名	単位	材料価格	
001	(略)			
002	歯科鑄造用14カラット合金インレー用（J I S適合品）	1 g	12,587円	
003	歯科鑄造用14カラット合金鉤用（J I S適合品）	1 g	11,278円	
004	歯科用14カラット合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	11,373円	
005	歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	11,362円	
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	3,445円	
007～009	(略)			
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	5,095円	
011	歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 I S適合品）	1 g	187円	
012	歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 I S適合品）	1 g	212円	
013	歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	250円	
014～069	(略)			
(新設)				
(新設)				
Ⅶ・Ⅷ	(略)			
Ⅸ	経過措置			
	(1) Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。			
073	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)		

<p>146 大動脈用ステンツラツト (1) 腹部大動脈用ステンツラツト(メ ヱ部分) ④ 分枝血管部分連結型 (承認番号) 30600BZX00235000 (略)</p>	<p>令和7年12月1日から 令和9年11月30日まで (略)</p>	<p>3,840,000円 (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>
<p>(2) (略)</p>					
<p>(2) (略)</p>					

保医発 1128 第 2 号
令和 7 年 11 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 12 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

1 別添1の第2章第10部第1節第2款K059(9)の次に次を加える。

- (10) 肘関節又は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)に対して、軟骨修復材を使用した場合は、本区分の「4」自家培養軟骨移植術の所定点数を準用して算定する。

2 別添1の第2章第10部第1節第2款K059の次に次を加える。

K059-2 関節鏡下自家骨軟骨移植術

肘関節又は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)に対して、関節鏡下で軟骨修復材を使用した場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。

3 別添1の第2章第10部第1節第8款K616を次のように改める。

K616 四肢の血管拡張術・血栓除去術

- (1) 膝窩動脈又はそれより末梢の動脈に対するステントの留置では、当該点数は算定できない。
- (2) 包括的高度慢性下肢虚血疾患患者(慢性透析患者を除く。)における対照血管径が2.5mm以上4.0mm以下の膝下動脈病変に対して、血管内腔径の改善を目的として、薬剤溶出型生体吸収性下肢動脈用ステントを留置した場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。なお、手術に伴う画像診断及び検査の費用は別に算定できない。

4 別添1の第2章第10部第1節第8款K616-6を次のように改める。

K616-6 経皮的下肢動脈形成術

経皮的下肢動脈形成術は、エキシマレーザー血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈に留置されたステントにおける狭窄又は閉塞に対して又は切削吸引型血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈又は膝下動脈における狭窄又は閉塞に対して、経皮的下肢動脈形成術を行った場合に算定する。なお、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

5 別添2の第2章第12部第1節M018(13)の次に次を加える。

- (14) 歯科技工室設置型コンピュータ支援設計、製造ユニット及び歯科技工用重合装置(以下「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」という。)を用いて、作業模型で間接法により造形製作された歯冠部用材料及び義歯床用材料からなる有床義歯(以下、「3次元プリント有床義歯」という。)は、

「2 総義歯」の点数を準用して算定する。

- (15) 3次元プリント有床義歯は、再製作を行った場合を除き、上下顎で同日に装着した場合に限り算定できる。
- (16) 3次元プリント有床義歯の製作に当たり、必要に応じて行った印象採得、咬合採得、装着及び仮床試適については、各区分により算定する。
- (17) 3次元プリント有床義歯を製作した場合は、診療録及び診療報酬明細書に、「3次元プリント有床義歯」と記載すること。なお、記載に当たっては、「3DFD」と記載しても差し支えない。
- (18) 3次元プリント有床義歯は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。
 - イ 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
 - ロ 保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること、又は保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が確保されていること。なお、使用した当該装置名及び歯科技工所名（保険医療機関内で製作する場合は除く。）を診療録に記載すること。
- (19) 3次元プリント有床義歯を製作した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

6 別添2の第2章第12部第1節M029（8）の次に次を加える。

- (9) M018により製作した3次元プリント有床義歯を修理する場合は、本区分により算定する。なお、保険医療材料料（修理を行った歯数分の3次元プリント有床義歯歯冠部用材料は除く。）は、所定点数に含まれる。
- (10) 3次元プリント有床義歯において、3次元プリント有床義歯歯冠部用材料を使用して修理を行った場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

7 別添2の第2章第12部第1節M030（10）の次に次を加える。

- (11) M018により製作した3次元プリント有床義歯に、硬質材料を用いて床裏装を行った場合は、「1のロ 総義歯」により算定する。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

1 I の 3 の 132 (8) の次に次を加える。

- (9) 分枝血管用は、複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う場合であって、複数のガイドワイヤーを同時に血管内に誘導する必要がある場合のみ算定できる。なお、分枝血管用を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 I の 3 の 133 (16) の次に次を加える。

- (17) 末梢血管用ステント・生体吸収・再狭窄抑制型は、包括的高度慢性下肢虚血疾患患者（慢性透析患者を除く）における対照血管径が 2.5mm 以上 4.0mm 以下の膝下動脈病変に対して、血管内腔径の改善を目的として使用した場合に限り、1 回の手術に対して原則として 2 個を限度として算定できる。ただし、医学的必要性から 3 個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、4 個を限度として算定できる。なお、令和 9 年 11 月 30 日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。

3 I の 3 の 146 (9) の次に次を加える。

- (10) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合には、1 回の手術に対して原則として 1 個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (11) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型については、令和 9 年 11 月 30 日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。
- (12) 腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合は、1 回の手術に対して原則として 1 個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (13) 胸腹部大動脈瘤に対して、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を使用する場合は、1 回の手術に対し、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型は原則として 1 個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、3 個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応とな

る旨を記載すること。

4 Iの3の191(3)を次のように改める。

(3) 末梢血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、1回の手術につき、標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型については、人工血管シャント吻合部に対して用いる場合は1本を上限として、その他の場合は2本を上限として、長病変対応型については1本を上限として算定できる。また、TASCⅡC/D病変の、大動脈分岐部病変に対してキッシングステント法が適用される場合にあっては、1回の手術につき、標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型については4本を上限とする。

5 Iの3の191(6)の次に次を加える。

(7) 末梢血管用ステントグラフト・腹部大動脈分枝血管対応型は、胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を有する患者の治療において、薬事承認において本品と併用する際の有効性及び安全性が確認された指定のステントグラフトと組み合わせ使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置した場合は、8本を上限として算定できる。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

6 Iの3の236の次に次を加える。

237 軟骨修復材

- (1) 軟骨欠損面積が膝で1cm²以上3cm²以下、肘で1cm²以上1.5cm²以下の軟骨欠損部位を有する、肘関節又は膝関節の外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)であって、自家骨軟骨移植術が困難な場合や骨端線が残存している小児に使用する場合に限り算定できる。
- (2) 軟骨修復材の使用に当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守すること。
- (3) 軟骨修復材を使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

7 Vの069の次に次を加える。

070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料(2)歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。
- (2) JIS T6517「歯冠用硬質レジン」第3種(光重合型)に適合するものであること。
- (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。

071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料(3)義歯床材料」であって、

- 一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。
- (2) JIS T6501 「義歯床用レジン」タイプ4（光重合レジン）に適合するものであること。
 - (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用するものであること。

別添 3

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) の一部改正について

1 別表のⅡの 057 (3) ⑧ iii の次に次を加える。

- iv 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。

2 別表のⅡの 132 (1) ②を次のように改める。

- ② 経皮的冠動脈形成術に際し、経皮的冠動脈形成術用カテーテルを病変部に誘導する、血管内手術を実施する際に、血管内手術用カテーテル等を脳血管、腹部四肢末梢血管若しくは肺動脈等に到達させる、重症慢性閉塞性肺疾患 (COPD) 患者に対する気管支バルブの留置による治療において側副換気の有無を検出する検査を実施する際に肺区域の空気を体外の測定装置に誘導する、又は複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う際に、複数のガイドワイヤーを使用してプルスルーワイヤーアクセスを確立することを目的に使用するカテーテルであること。

3 別表のⅡの 132 (2) を次のように改める。

(2) 機能区分の考え方

使用目的、使用部位及び術式により、冠動脈用、脳血管用 (5 区分)、その他血管用、気管支用及び分枝血管用の合計 9 区分に区分する。

4 別表のⅡの 132 (3) ④の次に次を加える。

⑤ 分枝血管用

次のいずれにも該当すること。

ア 複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う際に、複数のガイドワイヤーを使用してプルスルーワイヤーアクセスを確立することを目的に使用するカテーテルであること。

イ 複数のガイドワイヤーを同時に通すことができるマルチルーメン構造を有するものであること。

5 別表のⅡの 133 (1) を次のように改める。

(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット (4 区分)、PTA バルーンカテーテル (9 区分)、下大静脈留置フィルタセット (2 区分)、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル (2 区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル (5 区分)、血管内異物除去用カテーテル (6 区分)、血栓除去用カテーテル (11 区分)、塞栓用

コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（3区分）、頸動脈用ステントセット（2区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（2区分）、血管形成用カテーテル（2区分）及び大動脈分岐部用フィルターセット（1区分）の合計66区分に区分する。

6 別表のⅡの133（3）①アを次のように改める。

ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「血管用ステント」、「腸骨動脈用ステント」、「血管用ステントグラフト」、「薬剤溶出型大腿動脈用ステント」又は「薬剤溶出型吸収性下肢動脈用ステント」であること。

7 別表のⅡの133（3）②を次のように改める。

② 機能区分の考え方

ステントの構造及び使用目的により、一般型、橈骨動脈穿刺対応型、再狭窄抑制型及び生体吸収・再狭窄抑制型の合計4区分に区分する。

8 別表のⅡの133（3）③アを次のように改める。

ア 一般型

イ、ウ及びエ以外のものであること。

9 別表のⅡの133（3）③イiiを次のように改める。

ii ウ及びエに該当しないこと。

10 別表のⅡの133（3）③ウを次のように改める。

ウ 再狭窄抑制型

i 薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、大腿膝窩動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。

ii エに該当しないこと。

11 別表のⅡの133（3）③ウの次に次を加える。

エ 生体吸収・再狭窄抑制型

薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、膝下動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用する生体吸収性ステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。

12 別表のⅡの133(23)③イを次のように改める。

イ 切削吸引型

次のいずれかに該当すること。

- i 大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端の回転ブレードによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、生理食塩液を注入する機能をカテーテル先端部に有し、切削物等を吸引し能動的に体外に除去する構造を有するものであること。
- ii 膝下動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、膝下動脈に挿入し、カテーテル先端の回転バーによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、カテーテル先端部にダイヤモンドコーティングされた先端バーを有し、切削物等を体内の細網内皮系により除去可能な微粒子に粉砕する機能を有するものであること。

13 別表のⅡの146(2)を次のように改める。

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)(4区分)、腹部大動脈用ステントグラフト(補助部分)、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)(4区分)、胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)(2区分)、大動脈解離用ステントグラフト(ベアステント)及び胸部大動脈用ステントグラフト(分枝血管部分)の合計13区分に区分する。

14 別表のⅡの146(3)①アを次のように改める。

ア 腹部大動脈瘤(胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を含む)又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

15 別表のⅡの146(3)④アを次のように改める。

ア 腹部大動脈瘤(胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を含む)又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

16 別表のⅡの146(3)⑥アを次のように改める。

ア 胸部大動脈瘤(胸腹部大動脈瘤を含む)、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。

17 別表のⅡの146(3)⑫の次に次を加える。

⑬ 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・分枝血管部分連結型
次のいずれにも該当すること。

- ア 胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤のうち、外科的修復術による治療が困難な患者の治療を目的に使用されるものであること。
- イ 胸腹部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
- ウ 腹腔動脈、上腸間膜動脈及び左右腎動脈に留置するステントグラフトを連結する構造を有するものであること。

18 別表のⅡの191(1)②オの次に次を加える。

- カ 胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤の治療を目的に、経血管的に腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に挿入され、体内に留置するものであること。

19 別表のⅡの191(2)②を次のように改める。

- (2) 機能区分の考え方
使用目的により、標準型、長病変対応型及び腹部大動脈分枝血管対応型の合計3区分に区分する。

20 別表のⅡの191(3)①ウを次のように改める。

- ウ ②及び③に該当しないこと。

21 別表のⅡの191(3)②の次に次を加える。

- ③ 腹部大動脈分枝血管対応型
次のいずれにも該当すること。
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - i 末梢動脈疾患の治療を目的として腸骨動脈に留置するものであること。
 - ii 胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤の治療を目的として、腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置するものであること。
 - イ 血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されていること。

22 別表のⅡの236(1)を次のように改める。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「末梢血管用血管内カテーテル」又は「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルイントロデューサーキット」であること。

23 別表のⅡの236の次に次を加える。

237 軟骨修復材

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品 4 整形用品」であって、一般的名称が「吸収性軟骨再生用材料」であること。
- (2) 関節軟骨の修復の補助を目的として使用するものであること。
- (3) 主成分がアルギン酸ナトリウム溶液及び塩化カルシウム溶液であること。

24 別表のVの069の次に次を加える。

070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料 (2) 歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。
- (2) JIS T6517 「歯冠用硬質レジン」第3種 (光重合型) に適合するものであること。
- (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。

071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料 (3) 義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。
- (2) JIS T6501 「義歯床用レジン」タイプ4 (光重合レジン) に適合するものであること。
- (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用するものであること。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 110 点
- ロ 小白歯・前歯 68 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 21点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 2,129点
- (2) 4分の3冠 2,660点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 457点
 - b 複雑なもの 845点
 - ロ 5分の4冠 1,063点
 - ハ 全部金属冠 1,338点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 311点
 - b 複雑なもの 619点
 - ロ 4分の3冠 764点
 - ハ 5分の4冠 764点
 - ニ 全部金属冠 958点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	29 点
b	複雑なもの	50 点
ロ	5分の4冠	65 点
ハ	全部金属冠	80 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	18 点
b	複雑なもの	37 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	46 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	46 点
ニ	全部金属冠	59 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	764 点
(2)	小白歯	764 点
(3)	大白歯	1,063 点
2	銀合金	
(1)	前歯	46 点
(2)	小白歯	46 点
(3)	大白歯	65 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	457 点
ロ	小白歯・前歯	311 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	29 点
ロ	小白歯・前歯	18 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,193 点
2	銀合金を用いた場合	129 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,541点

ロ 小臼歯 1,160点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 63点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 926点

ロ 小臼歯 1,160点

ハ 大臼歯 1,541点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 80点

ロ 小臼歯 80点

ハ 大臼歯 80点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1歯から4歯まで	2点
(2)	5歯から8歯まで	3点
(3)	9歯から11歯まで	5点
(4)	12歯から14歯まで	7点
2	総義歯（1顎につき）	10点
3	3次元プリント有床義歯	
(1)	3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき）	6点
(2)	3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき）	203点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
イ	大・小白歯	2,493点
ロ	犬歯・小白歯	2,028点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
イ	大白歯	2,028点
ロ	犬歯・小白歯	1,557点
ハ	前歯（切歯）	1,199点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
イ	大・小白歯	1,232点
ロ	犬歯・小白歯	963点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
イ	大白歯	846点
ロ	犬歯・小白歯	735点
ハ	前歯（切歯）	682点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	1,175点
(2)	二腕鉤（レストつき）	908点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	341点
(2)	犬歯・小白歯	368点
(3)	大白歯	423点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30点
(2)	犬歯・小白歯	30点
(3)	大白歯	30点

M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777点
2	キーパー付き根面板	
	（根面板の保険医療材料料（1歯につき））	
	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	845点
ロ	小白歯・前歯	619点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	50点
ロ	小白歯・前歯	37点
	（キーパー）	
	1個につき	233点
M023	バー（1個につき）	
1	鋳造バー	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	1,975点
(2)	鋳造用コバルトクロム合金	18点
2	屈曲バー	
	不銹鋼及び特殊鋼	30点
M030	有床義歯内面適合法	
	軟質材料を用いる場合（1顎につき）	
1	シリコーン系	166点
2	アクリル系	99点

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第9部 (略) 第10部 手術 1～26 (略) 第1節 手術料 第1款 (略) 第2款 筋骨格系・四肢・体幹 K030～K058 (略) K059 骨移植術(軟骨移植術を含む。) (1)～(9) (略) <u>(10) 肘関節又は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)</u>に対して、軟骨修復材を使用した場合は、本区分の「4」自家培養軟骨移植術の所定点数を準用して算定する。 K059-2 <u>関節鏡下自家骨軟骨移植術</u> <u>肘関節又は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)</u>に対して、関節鏡下で軟骨修復材を使用した場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第9部 (略) 第10部 手術 1～26 (略) 第1節 手術料 第1款 (略) 第2款 筋骨格系・四肢・体幹 K030～K058 (略) K059 骨移植術(軟骨移植術を含む。) (1)～(9) (略) (新設) (新設)</p>

第3款～第7款 (略)

第8款 心・脈管

K545～K615-2 (略)

K616 四肢の血管拡張術・血栓除去術

(1) 膝窩動脈又はそれより末梢の動脈に対するステントの留置では、当該点数は算定できない。

(2) 包括的高度慢性下肢虚血疾患患者（慢性透析患者を除く。）における対照血管径が2.5mm以上4.0mm以下の膝下動脈病変に対して、血管内腔径の改善を目的として、薬剤溶出型生体吸収性下肢動脈用ステントを留置した場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。なお、手術に伴う画像診断及び検査の費用は別に算定できない。

K616-4 (略)

K616-6 経皮的下肢動脈形成術

経皮的下肢動脈形成術は、エキシマレーザー血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈に留置されたステントにおける狭窄又は閉塞に対して又は切削吸引型血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈又は膝下動脈における狭窄又は閉塞に対して、経皮的下肢動脈形成術を行った場合に算定する。なお、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

K616-7～K627-4 (略)

第9款～第13款 (略)

第2節～第3節 (略)

第11部～第13部 (略)

第3款～第7款 (略)

第8款 心・脈管

K545～K615-2 (略)

K616 四肢の血管拡張術・血栓除去術

膝窩動脈又はそれより末梢の動脈に対するステントの留置では、当該点数は算定できない。

(新設)

K616-4 (略)

K616-6 経皮的下肢動脈形成術

経皮的下肢動脈形成術は、エキシマレーザー血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈に留置されたステントにおける狭窄又は閉塞に対して又は切削吸引型血管形成用カテーテルを使用し、大腿膝窩動脈の狭窄又は閉塞に対して、経皮的下肢動脈形成術を行った場合に算定する。なお、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

K616-7～K627-4 (略)

第9款～第13款 (略)

第2節～第3節 (略)

第11部～第13部 (略)

別添 2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第 1 章 (略)

第 2 章 特掲診療料

第 1 部～第 11 部 (略)

第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴

第 1 節 歯冠修復及び欠損補綴診療料

M000～M017-2 (略)

M018 有床義歯

(1)～(13) (略)

(14) 歯科技工室設置型コンピュータ支援設計、製造ユニット及び歯科技工用重合装置（以下「液槽光重合方式 3 次元プリント有床義歯製作装置」という。）を用いて、作業模型で間接法により造形製作された歯冠部用材料及び義歯床用材料からなる有床義歯（以下、「3 次元プリント有床義歯」という。）は、「2 総義歯」の点数を準用して算定する。

(15) 3 次元プリント有床義歯は、再製作を行った場合を除き、上下顎で同日に装着した場合に限り算定できる。

(16) 3 次元プリント有床義歯の製作に当たり、必要に応じて行った印象採得、咬合採得、装着及び仮床試適については、各区分により算定する。

(17) 3 次元プリント有床義歯を製作した場合は、診療録及び診療報酬明細書に、「3 次元プリント有床義歯」と記載すること。なお、記載に当たっては、「3 D F D」と記載しても差し支えない。

(18) 3 次元プリント有床義歯は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。

別添 2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第 1 章 (略)

第 2 章 特掲診療料

第 1 部～第 11 部 (略)

第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴

第 1 節 歯冠修復及び欠損補綴診療料

M000～M017-2 (略)

M018 有床義歯

(1)～(13) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

イ 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。

ロ 保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること、又は保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が確保されていること。なお、使用した当該装置名及び歯科技工所名（保険医療機関内で製作する場合は除く。）を診療録に記載すること。

(19) 3次元プリント有床義歯を製作した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

(新設)

M019～M026 (略)

M029 有床義歯修理

(1)～(8) (略)

(9) M018により製作した3次元プリント有床義歯を修理する場合は、本区分により算定する。なお、保険医療材料（修理を行った歯数分の3次元プリント有床義歯歯冠部用材料は除く。）は、所定点数に含まれる。

(新設)

(10) 3次元プリント有床義歯において、3次元プリント有床義歯歯冠部用材料を使用して修理を行った場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

(新設)

M030 有床義歯内面適合法

(1)～(10) (略)

(11) M018により製作した3次元プリント有床義歯に、硬

(新設)

質材料を用いて床裏装を行った場合は、「1の口 総義歯」により算定する。

M034・M041 (略)
第13部～第14部 (略)

M034・M041 (略)
第13部～第14部 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~130 (略)</p> <p>132 ガイディングカテーテル</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p><u>(9) 分枝血管用は、複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う場合であって、複数のガイドワイヤーを同時に血管内に誘導する必要がある場合のみ算定できる。なお、分枝血管用を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)~(16) (略)</p> <p><u>(17) 末梢血管用ステント・生体吸収・再狭窄抑制型は、包括的高度慢性下肢虚血疾患患者(慢性透析患者を除く)における対照血管径が2.5mm以上4.0mm以下の膝下動脈病変に対して、血管内腔径の改善を目的として使用した場合に限り、1回の手術に対して原則として2個を限度として算定できる。ただし、医学的必要性から3個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、4</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~130 (略)</p> <p>132 ガイディングカテーテル</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)~(16) (略)</p> <p>(新設)</p>

個を限度として算定できる。なお、令和9年11月30日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。

134～145 (略)

146 大動脈用ステントグラフト

(1)～(9) (略)

(10) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合には、1回の手術に対して原則として1個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(11) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型については、令和9年11月30日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。

(12) 腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合は、1回の手術に対して原則として1個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(13) 胸腹部大動脈瘤に対して、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を使用する場合は、1回の手術に対し、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型は原則として1個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフト（メイ

134～145 (略)

146 大動脈用ステントグラフト

(1)～(9) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ン部分)・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、3個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

149～190 (略)

191 末梢血管用ステントグラフト

(1)～(2) (略)

(3) 末梢血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、1回の手術につき、標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型については、人工血管シャント吻合部に対して用いる場合は1本を上限として、その他の場合は2本を上限として、長病変対応型については1本を上限として算定できる。また、TASCⅡC/D病変の、大動脈分岐部病変に対してキッキングステント法が適用される場合にあっては、1回の手術につき、標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型については4本を上限とする。

(4)～(6) (略)

(7) 末梢血管用ステントグラフト・腹部大動脈分枝血管対応型は、胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を有する患者の治療において、薬事承認において本品と併用する際の有効性及び安全性が確認された指定のステントグラフトと組み合わせ使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置した場合は、8本を上限として算定できる。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

192～236 (略)

237 軟骨修復材

(1) 軟骨欠損面積が膝で1cm²以上3cm²以下、肘で1cm²以上1.

149～190 (略)

191 末梢血管用ステントグラフト

(1)～(2) (略)

(3) 末梢血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、1回の手術につき、標準型については、人工血管シャント吻合部に対して用いる場合は1本を上限として、その他の場合は2本を上限として、長病変対応型については1本を上限として算定できる。また、TASCⅡC/D病変の、大動脈分岐部病変に対してキッキングステント法が適用される場合にあっては、1回の手術につき、標準型については4本を上限とする。

(4)～(6) (略)

(新設)

(新設)

5cm²以下の軟骨欠損部位を有する、肘関節又は膝関節の外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）であって、自家骨軟骨移植術が困難な場合や骨端線が残存している小児に使用する場合に限り算定できる。

(2) 軟骨修復材の使用に当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守すること。

(3) 軟骨修復材を使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

4～6 (略)

II～IV (略)

V 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

002～069 (略)

070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。

(2) JIS T6517 「歯冠用硬質レジン」第3種（光重合型）に適合するものであること。

(3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。

071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（3）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。

4～6 (略)

II～IV (略)

V 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

002～069 (略)

(新設)

(新設)

(2) JIS T6501 「義歯床用レジン」タイプ4（光重合レジン）に適合するものであること。

(3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用するものであること。

VI～IX （略）

VI～IX （略）

(別添3参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>110点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>68点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,129点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,660点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>457点</u> b 複雑なもの <u>845点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>99点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>62点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,016点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,520点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>414点</u> b 複雑なもの <u>766点</u>

ロ	5分の4冠	<u>1,063点</u>	ロ	5分の4冠	<u>964点</u>
ハ	全部金属冠	<u>1,338点</u>	ハ	全部金属冠	<u>1,213点</u>
(2)	小臼歯・前歯		(2)	小臼歯・前歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>311点</u>	a	単純なもの	<u>282点</u>
b	複雑なもの	<u>619点</u>	b	複雑なもの	<u>561点</u>
ロ	4分の3冠	<u>764点</u>	ロ	4分の3冠	<u>692点</u>
ハ	5分の4冠	<u>764点</u>	ハ	5分の4冠	<u>692点</u>
ニ	全部金属冠	<u>958点</u>	ニ	全部金属冠	<u>868点</u>
3	銀合金		3	銀合金	
(1)	大臼歯		(1)	大臼歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>29点</u>	a	単純なもの	<u>26点</u>
b	複雑なもの	<u>50点</u>	b	複雑なもの	<u>46点</u>
ロ	5分の4冠	<u>65点</u>	ロ	5分の4冠	<u>59点</u>
ハ	全部金属冠	<u>80点</u>	ハ	全部金属冠	<u>73点</u>
(2)	小臼歯・前歯・乳歯		(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>18点</u>	a	単純なもの	<u>17点</u>
b	複雑なもの	<u>37点</u>	b	複雑なもの	<u>34点</u>
ロ	4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>46点</u>	ロ	4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>42点</u>
ハ	5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>46点</u>	ハ	5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>42点</u>
ニ	全部金属冠	<u>59点</u>	ニ	全部金属冠	<u>53点</u>
M010-2	(略)		M010-2	(略)	
M010-3	接着冠 (1歯につき)		M010-3	接着冠 (1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金 (金12%以上)		1	金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1)	前歯	<u>764点</u>	(1)	前歯	<u>692点</u>
(2)	小臼歯	<u>764点</u>	(2)	小臼歯	<u>692点</u>
(3)	大臼歯	<u>1,063点</u>	(3)	大臼歯	<u>964点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>46 点</u>	(1) 前歯	<u>42 点</u>
(2) 小臼歯	<u>46 点</u>	(2) 小臼歯	<u>42 点</u>
(3) 大臼歯	<u>65 点</u>	(3) 大臼歯	<u>59 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>457 点</u>	イ 大臼歯	<u>414 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>311 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>282 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>29 点</u>	イ 大臼歯	<u>26 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>18 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>17 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,193 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,081 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>129 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>118 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,541 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,396 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,160 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,051 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>63 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>58 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>926 点</u>	イ 前歯	<u>839 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,160 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,051 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,541 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,396 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>80 点</u>	イ 前歯	<u>74 点</u>
ロ 小臼歯	<u>80 点</u>	ロ 小臼歯	<u>74 点</u>
ハ 大臼歯	<u>80 点</u>	ハ 大臼歯	<u>74 点</u>
M017-2 (略)		M017-2 (略)	
M018 有床義歯		M018 有床義歯	
1・2 (略)		1・2 (略)	
<u>3 3次元プリント有床義歯</u>		(新設)	
<u>(1) 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料(1歯につき) 6点</u>			
<u>(2) 3次元プリント有床義歯義歯床用材料(1顎につき) 203点</u>			
M019 (略)		M019 (略)	
M020 鑄造鉤(1個につき)		M020 鑄造鉤(1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>2,493 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>2,347 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,028 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,909 点</u>
(2) 二腕鉤(レストつき)		(2) 二腕鉤(レストつき)	
イ 大臼歯	<u>2,028 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,909 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,557 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,466 点</u>
ハ 前歯(切歯)	<u>1,199 点</u>	ハ 前歯(切歯)	<u>1,129 点</u>
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)		2 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,232 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,116 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>963 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>873 点</u>
(2) 二腕鉤(レストつき)		(2) 二腕鉤(レストつき)	
イ 大臼歯	<u>846 点</u>	イ 大臼歯	<u>766 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>735 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>666 点</u>
ハ 前歯(切歯)	<u>682 点</u>	ハ 前歯(切歯)	<u>618 点</u>
3 (略)		3 (略)	

M021 線鉤（1個につき）	M021 線鉤（1個につき）
1 （略）	1 （略）
2 14カラット金合金	2 14カラット金合金
(1) 双子鉤 <u>1,175点</u>	(1) 双子鉤 <u>1,107点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき） <u>908点</u>	(2) 二腕鉤（レストつき） <u>855点</u>
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
(1) 前歯 <u>341点</u>	(1) 前歯 <u>309点</u>
(2) 犬歯・小白歯 <u>368点</u>	(2) 犬歯・小白歯 <u>333点</u>
(3) 大白歯 <u>423点</u>	(3) 大白歯 <u>383点</u>
2 （略）	2 （略）
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）	M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）
1 （略）	1 （略）
2 キーパー付き根面板	2 キーパー付き根面板
（根面板の保険医療材料料（1歯につき））	（根面板の保険医療材料料（1歯につき））
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ 大白歯 <u>845点</u>	イ 大白歯 <u>766点</u>
ロ 小白歯・前歯 <u>619点</u>	ロ 小白歯・前歯 <u>561点</u>
(2) 銀合金	(2) 銀合金
イ 大白歯 <u>50点</u>	イ 大白歯 <u>46点</u>
ロ 小白歯・前歯 <u>37点</u>	ロ 小白歯・前歯 <u>34点</u>
（キーパー） （略）	（キーパー） （略）
M023 バー（1個につき）	M023 バー（1個につき）
1 鑄造バー	1 鑄造バー
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） <u>1,975点</u>	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） <u>1,789点</u>
(2) （略）	(2) （略）
2 （略）	2 （略）

M030 (略)

M030 (略)

(別添4参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～056 (略)</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 骨盤側材料・ライナー・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア・イ (略)</p> <p>ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i～iii (略)</p> <p><u>iv 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。</u> (新設)</p> <p>エ ⑨に該当しないこと。</p> <p>⑨～⑳ (略)</p> <p>058～131 (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～056 (略)</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 骨盤側材料・ライナー・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア・イ (略)</p> <p>ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i～iii (略)</p> <p>(新設)</p> <p>エ ⑨に該当しないこと。</p> <p>⑨～⑳ (略)</p> <p>058～131 (略)</p>

132 ガイディングカテーテル

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① (略)

② 経皮的冠動脈形成術に際し、経皮的冠動脈形成術用カテーテルを病変部に誘導する、血管内手術を実施する際に、血管内手術用カテーテル等を脳血管、腹部四肢末梢血管若しくは肺動脈等に到達させる、重症慢性閉塞性肺疾患（COPD）患者に対する気管支バルブの留置による治療において側副換気の有無を検出する検査を実施する際に肺区域の空気を体外の測定装置に誘導する、又は複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う際に、複数のガイドワイヤーを使用してプルスルーワイヤーアクセスを確立することを目的に使用するカテーテルであること。

(2) 機能区分の考え方

使用目的、使用部位及び術式により、冠動脈用、脳血管用（5区分）、その他血管用、気管支用及び分枝血管用の合計9区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①～④ (略)

⑤ 分枝血管用

次のいずれにも該当すること。

ア 複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う際に、複数のガイドワイヤーを使用してプルスルーワイヤーアクセスを確立することを目的に使用するカテーテルであること。

イ 複数のガイドワイヤーを同時に通すことができるマルチルーメン構造を有するものであること。

133 血管内手術用カテーテル

(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

132 ガイディングカテーテル

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① (略)

② 経皮的冠動脈形成術に際し、経皮的冠動脈形成術用カテーテルを病変部に誘導する、血管内手術を実施する際に、血管内手術用カテーテル等を脳血管、腹部四肢末梢血管若しくは肺動脈等に到達させる、又は重症慢性閉塞性肺疾患（COPD）患者に対する気管支バルブの留置による治療において側副換気の有無を検出する検査を実施する際に肺区域の空気を体外の測定装置に誘導することを目的に使用するカテーテルであること。

(2) 機能区分の考え方

使用目的、使用部位及び術式により、冠動脈用、脳血管用（5区分）、その他血管用及び気管支用の合計8区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①～④ (略)

133 血管内手術用カテーテル

(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（4区分）、PTAバルーンカテーテル（9区分）、下大静脈留置フィルタセット（2区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（5区分）、血管内異物除去用カテーテル（6区分）、血栓除去用カテーテル（11区分）、塞栓用コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（3区分）、頸動脈用ステントセット（2区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（2区分）、血管形成用カテーテル（2区分）及び大動脈分岐部用フィルターセット（1区分）の合計 66 区分に区分する。

(2) (略)

(3) 末梢血管用ステントセット

① 定義

次のいずれにも該当すること。

ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「血管用ステント」、「腸骨動脈用ステント」、「血管用ステントグラフト」、「薬剤溶出型大腿動脈用ステント」又は「薬剤溶出型吸収性下肢動脈用ステント」であること。

イ (略)

② 機能区分の考え方

ステントの構造及び使用目的により、一般型、橈骨動脈穿刺対応型、再狭窄抑制型及び生体吸収・再狭窄抑制型の合計 4 区分に区分する。

③ 機能区分の定義

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用ステントセット（3区分）、PTAバルーンカテーテル（9区分）、下大静脈留置フィルタセット（2区分）、冠動脈灌流用カテーテル、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（5区分）、血管内異物除去用カテーテル（6区分）、血栓除去用カテーテル（11区分）、塞栓用コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ（3区分）、頸動脈用ステントセット（2区分）、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（2区分）、血管形成用カテーテル（2区分）及び大動脈分岐部用フィルターセット（1区分）の合計 65 区分に区分する。

(2) (略)

(3) 末梢血管用ステントセット

① 定義

次のいずれにも該当すること。

ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「血管用ステント」、「腸骨動脈用ステント」、「血管用ステントグラフト」又は 「薬剤溶出型大腿動脈用ステント」であること。

イ (略)

② 機能区分の考え方

ステントの構造及び使用目的により、一般型、橈骨動脈穿刺対応型及び再狭窄抑制型の合計 3 区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア 一般型

イ、ウ及びエ以外のものであること。

イ 橈骨動脈穿刺対応型

次のいずれにも該当すること。

i (略)

ii ウ及びエに該当しないこと。

ウ 再狭窄抑制型

i 薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、大腿膝窩動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。

ii エに該当しないこと。

エ 生体吸収・再狭窄抑制型

薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、膝下動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用する生体吸収性ステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。

(4)～(22) (略)

(23) 血管形成用カテーテル

①・② (略)

③ 機能区分の定義

ア (略)

イ 切削吸引型

次のいずれかに該当すること。

i 大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端の回転ブレードによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、生理食塩液を注入する機能をカテーテル先端部に有し、切削物等を吸引し能動的に体外に除去

ア 一般型

イ及びウ以外のものであること。

イ 橈骨動脈穿刺対応型

次のいずれにも該当すること。

i (略)

ii ウに該当しないこと。

ウ 再狭窄抑制型

薬剤による再狭窄抑制のための機能を有し、大腿膝窩動脈の血管内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。

(新設)

(新設)

(4)～(22) (略)

(23) 血管形成用カテーテル

①・② (略)

③ 機能区分の定義

ア (略)

イ 切削吸引型

次のいずれにも該当すること。

i 大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端の回転ブレードによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。

する構造を有するものであること。

- ii 膝下動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、膝下動脈に挿入し、カテーテル先端の回転バーによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。
また、カテーテル先端部にダイヤモンドコーティングされた先端バーを有し、切削物等を体内の細網内皮系により除去可能な微粒子に粉砕する機能を有するものであること。

(24) (略)

134～145 (略)

146 大動脈用ステントグラフト

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（4区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（4区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）（2区分）、大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）及び胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）の合計 13 区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

- ① 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型
次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈瘤（胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を含む）又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ (略)

②・③ (略)

④ 腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）

次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈瘤（胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤

- ii カテーテル先端部に生理食塩液を注入する機能を有し、切削物等を吸引し能動的に体外に除去する構造を有するものであること。

(24) (略)

134～145 (略)

146 大動脈用ステントグラフト

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（3区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（4区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）（2区分）、大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）及び胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）の合計 12 区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

- ① 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型
次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ (略)

②・③ (略)

④ 腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）

次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用される

を含む)又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ・ウ (略)

⑤ (略)

⑥ 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・中枢端可動型

次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈瘤(胸腹部大動脈瘤を含む)、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷の治療を目的に使用されるものであること。

イ～エ (略)

⑦～⑫ (略)

⑬ 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・分枝血管部分連結型

次のいずれにも該当すること。

ア 胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤のうち、外科的修復術による治療が困難な患者の治療を目的に使用されるものであること。

イ 胸腹部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

ウ 腹腔動脈、上腸間膜動脈及び左右腎動脈に留置するステントグラフトを連結する構造を有するものであること。

147～190 (略)

191 末梢血管用ステントグラフト

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① (略)

② 次のいずれかに該当すること。

ものであること。

イ・ウ (略)

⑤ (略)

⑥ 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・中枢端可動型

次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む1つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。

イ～エ (略)

⑦～⑫ (略)

(新設)

147～190 (略)

191 末梢血管用ステントグラフト

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① (略)

② 次のいずれかに該当すること。

ア～オ (略)

カ 胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤の治療を目的に、経血管的に腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に挿入され、体内に留置するものであること。

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、標準型、長病変対応型及び腹部大動脈分枝血管対応型の合計3区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①ア・イ (略)

ウ ②及び③に該当しないこと。

② (略)

③ 腹部大動脈分枝血管対応型

次のいずれにも該当すること。

ア 次のいずれかに該当すること。

i 末梢動脈疾患の治療を目的として腸骨動脈に留置するものであること。

ii 胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤の治療を目的として、腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置するものであること。

イ 血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されていること。

192～235 (略)

236 上腕静脈用カテーテル

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「末梢血管用血管内カテーテル」又は「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルイントロデューサーキット」であること。

ア～オ (略)

(新設)

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、標準型及び長病変対応型の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①ア・イ (略)

ウ ②に該当しないこと。

② (略)

(新設)

192～235 (略)

236 上腕静脈用カテーテル

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「末梢血管用血管内カテーテル」であること。

(2)・(3) (略)

237 軟骨修復材

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品 4 整形用品」であつて、一般的名称が「吸収性軟骨再生用材料」であること。
- (2) 関節軟骨の修復の補助を目的として使用するものであること。
- (3) 主成分がアルギン酸ナトリウム溶液及び塩化カルシウム溶液であること。

V 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

002～069 (略)

070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料(2)歯冠材料」であつて、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。
- (2) JIS T6517「歯冠用硬質レジン」第3種(光重合型)に適合するものであること。
- (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。

071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料(3)義歯床材料」であつて、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。
- (2) JIS T6501「義歯床用レジン」タイプ4(光重合レジン)に適合するものであること。
- (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用するものであること。

(2)・(3) (略)

(新設)

V 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

002～069 (略)

(新設)

(新設)

VI~IX (略)

VI~IX (略)